

名張市立長瀬小学校育友会会則

第一章 総則

第1条 本会は名張市立長瀬小学校育友会と称する。

第2条 本会の事務局を名張市立長瀬小学校に置く。

第二章 目的

第3条 本会は父母と教師が協力して家庭と学校、更に社会において児童の幸福と成長を助長し、会員相互の研修と親睦を図ることを目的とする。

第三章 方針

第4条 本会は教育を本旨として第3条の目的を達成するために活動する。

第5条 本会は児童の教育と福祉のために活動する社会的団体及び機関と協力する。

第6条 学校問題については、校長、教員並びに教育委員会の委員の方々とすべて討議し、活動を活発に推進するものとする。ただし、学校の管理や人事について干渉しない。

第四章 会員

第7条 1・本会の会員は本校に在籍する児童の保護者および教職員とする。

2・本会の会員は所帯数をもって構成する。

第五章 会計

第8条 本会の会員は会費として総会で決定された所定の額を収める。

第9条 本会の活動に要する経費は、会費、事業収入、校下区補助金および寄付金によって支弁される。

- 第 10 条 本会の経理は総会において議決された予算に基づいて行われる。
- 第 11 条 本会は特別会計を設けることができる。
- 第 12 条 本会の会計は第二章の目的達成のため意外に使用することはできない。
- 第 13 条 本会の決算は会計監査を得て総会に報告され承認を得なければならない。
- 第 14 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第六章 総会

- 第 15 条 総会は全会員をもって構成され、本会の最高議決機関である。
- 第 16 条 総会は定期総会および臨時総会とし、会長が召集する。
- 1・定期総会は年度始めに開催する。
 - 2・臨時総会は必要に応じ開催することができる。
 - 3・臨時総会は役員会において必要と認めた場合または全会員の 5 分の 1 以上の要求があった場合に臨時総会を開催することができる。
- 第 17 条 総会は会員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。
- 第 18 条 総会の議事は出席者の過半数で決定する。

第七章 役委員総会

- 第 19 条 役委員総会は役員、会計監査委員および地区委員、学級委員をもって構成し、総会につぐ決議機関である。
- 第 20 条 役委員総会はこの会に必要な連絡調整をはかり円滑な運営にあたる。
- 第 21 条 役委員総会は会長が必要と認めたとき、または役委員の 4 分の 1 以上の要求があったときに開催する。
- 第 22 条 役委員総会は役委員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立し、

出席者の過半数で決定する。

第八章 役員会

第 23 条 役員会は役員をもって構成し、この会の活動に必要な事項について企画運営にあたる。

第 24 条 役員会は必要に応じ会長が召集する。

第九章 役員

第 25 条 本会の役員は次の通りとする。

会 長	1 名
副 会 長	3 名（父母各 1 名、教職員 1 名）
書 記	2 名（父母 1 名、教職員 1 名）
会 計	2 名（父母 1 名、教職員 1 名）
母 親 部 長	1 名（副会長兼任）
顧 問	4 名（前会長、学校長、上長瀬区長、長瀬区 長）顧問は役委員会の開催において会 長が要請した場合のみ出席する。

第 26 条 役員の任期は 1 年とする。但し再任は妨げない。

第 27 条 役員の任務は次の通りとする。

- 1・会長は会務を総括し、この会を代表する。
- 2・副会長は会長を補佐し、会長事故あるとき代理を務める。
- 3・副会長 1 名（母）は母親部長を兼務する。
- 4・書記は記録および庶務を行う。
- 5・会計は会計事務を行う。
- 6・顧問は役員の疑問に応じ意見を述べる。
- 7・教員側の役員は教職員の互選によって決定し承認を得る。

第十章 会計監査委員

第 28 条 本会の経理を監査するため 2 名（父母各 1 名）の会計監査

委員を置く。

第 29 条 会計監査委員の任期は 1 年とする。

第 30 条 年度始め定期総会において会計監査委員を選出し会長がこれを委嘱する。

第十一章 選挙管理委員

第 31 条 役員の選挙に関する事務を処理する時は 2 名の選挙管理委員を置く。

第 32 条 選挙管理委員は会長に委嘱される。

第 33 条 選挙管理委員の行う選挙の方法等は細則で定める。

第 34 条 選挙管理委員はその任務を終了した時に解任される。

第十二章 役員候補者推薦委員

第 35 条 役員を推薦する時は役員候補者推薦委員（以下推薦委員という）を置く。

第 36 条 推薦委員は地区の中から選出する。

第 37 条 推薦委員会の委員の数と選出の方法は細則で定める。

第 38 条 推薦委員会の委員はその任務を終了した時に解任される。

第十三章 委員選出とその任務

第 39 条 各種の委員選出、任務および構成は細則で定める。

第十四章 慶弔規定ならびに保険

第 40 条 慶弔規定は次の通りとする。

- 1・慶弔金 結婚祝（会員に限る）
会員が死去した時（児童も含む）
- 2・見舞金 病氣見舞（児童も含む）
（入院を 2 週間以上した場合に送る）
- 3・餞別
- 4・その他諸事について必要があると認める時はそのつど

役員で協議する。

5・金額については定期総会において決定する。

第 41 条 本章慶弔規定における返礼等は一切しないとする。

第 42 条 本会は全会員に年間事業にかかる保険加入を行う。

第十五章 附則

1・この会則の改定は総会において構成員の 3 分の 2 以上の賛成がなければならない。

2・本会則に対するすべての権利は本会則を施行した日から生じる。

昭和 58 年 5 月 18 日 制定

平成 8 年 4 月 20 日 改定

平成 15 年 4 月 19 日 改正

細 則

第一章 役員の選出および就任

第 1 条 役員の選出および就任は次のとおり行われる。

- 1・この選出の対象となる役員とは会長、副会長とする。
ただし、書記、会計は新会長が委嘱する。
- 2・役員立候補者の受付は事務局で行い 1 月 1 5 日告示、1 月 30 日締切とする。
- 3・選挙管理委員の互選により選挙管理委員長 1 名を選出する
- 4・選挙管理委員の行う投票は無記名投票とし、選挙管理委員長がその得票結果を公表しその任務を終わる。
- 5・役員の立候補がないときは推薦委員会を設ける。
- 6・推薦委員会は次の方法によって選出された委員で構成する。
(1) 各地区から推薦委員を 1 名選出する。
(2) 推薦委員の中から互選により 1 名の推薦委員長を選出する。
- 7・推薦委員会における候補者の選出は推薦委員の協議による。
- 8・役員の選挙は推薦委員会の行う信任投票において決定する。

第二章 総会

第 2 条 収支決算報告ならびに年間事業報告の承認は 4 月の年度始め総会において行う。

第 3 条 委員の委嘱は 4 月の年度始め総会において行い就任するものとする。

第 4 条 会員の異動および審議は 4 月の年度始め総会で行う。

第三章 役委員総会

第 5 条 役委員総会は次の事項について決議することができる。

- 1・年間事業計画に基づく事業の運営に関する事項
- 2・年度途中で生じた予算の補正ならびに修正に関する事項

3・その他の事項

第四章 地区委員および学級委員

第6条 本会に地区委員および学級委員を置く。

第7条 地区委員の構成および任務を次のとおり定める。

1・構成

- (1) 地区ごとに選ばれた1名の委員で構成する。ただし、必要と認める場合は増員することができる。
- (2) 委員の互選によって委員長を選出する。
- (3) 委員の任期は1年とする。
- (4) 地区の区割りは、年度会員数により役委員会で決定する。
- (5) 地区委員は本部役委員会において選出し、年度始め総会において会長がこれを委嘱する。

2・任務

- (1) よい父母となるために会員の教養を高める。
- (2) 予算に従って収入が得られるように協力する。
- (3) 地区会員を代表し地区の運営にあたる。
- (4) 地区の危険地域の確認
- (5) 各長期休業中の児童の指導
- (6) 廃品回収時における収集場所の案内等

第8条 学級委員の構成および任務を次のとおり定める。

1・構成

- (1) 各学級1名の会員で構成する。ただし、必要と認める場合は増員することができる。
- (2) 委員の任期は1年とする。
- (3) 学級委員は年度始め総会において会長がこれを委嘱する。

2・任務

- (1) 児童の福利厚生をはかる。
- (2) 学校における教育的環境の整備をはかる。
- (3) 学級を代表し、学級集会の運営にあたる。

第五章 各委員

第9条 前条まで以外に育友会会則第2章目的のため、補佐機関として次の各部委員を設置する。

- 1・文化教育部
- 2・財務厚生部
- 3・保健体育部
- 4・母親部

第六章 改定

第10条 この細則は総会において構成員の3分の2以上の賛成がなければ改定することができない。

昭和 58 年 5 月 18 日	施行
平成 8 年 4 月 20 日	改定
平成 10 年 5 月 8 日	改定
平成 15 年 4 月 19 日	改定